

韓国における 映像コンテンツ契約の 仕組み

2009年10月30日

文化庁主催「第6回コンテンツ流通促進シンポジウム」

東京都市大学 専任講師 張 睿暎

韓国著作権法における映像著作物

- 2条(定義)
- 13号:「映像著作物」とは、連続的な映像(音が伴うか否かを問わない)が収録された創作物で、その映像を機械または電子装置により再生し、見て聞くことができるものをいう。
- 14号:「映像製作者」は映像著作物の制作において、その全体を企画し責任を負う者をいう。

韓国の映像著作物に対する特例

- 99条(著作物の映像化)
 - 著作財産権者が、著作物の映像化を他の人に許諾する場合、特約がないときは、「脚色・公開上映・放送・伝送・複製・頒布・翻訳して同じ方法で使用」することを含んで許諾するものと推定する。
 - 原著作者から許諾を得た映像製作者は、その後5年間は、事実上当該著作物の映像化を独占することができる。

韓国の映像著作物に対する特例

- 100条(映像著作物に対する権利)
 - いわゆるモダン・オーサーの権利については、特約がない限り、映像製作者へ譲渡されたと推定される。
 - しかし、いわゆるクラシカル・オーサーについては、この推定が適用されない。
 - また、特約がない限り、俳優等の著作隣接権は映像製作者へ譲渡されたと推定される。

韓国における映像著作物の利用

- 韓国においては、制作された映像著作物に関して、特段の契約がない限り、基本的には映像製作者が当初目的に沿って自由に使うことができる。
- ただ、音楽著作権に関しては、別途許諾を得る必要があるが、韓国音楽著作権協会（KOMCA）による集中管理がなされており、事実上報酬請求権とほぼ同様の扱いとなっている。

韓国映像コンテンツ流通の特徴

6

- 不法ファイル共有問題
 - ： 国の主導の下で高速インターネット網がいち早く整備された韓国では、現在もインターネットによる映像コンテンツの不法共有が問題になっている。
- 映像コンテンツに対する低い所有欲
 - ： 韓国においては、日本のように映像作品を手元で所有しておきたいという欲求が比較的少なく、それがビデオグラム販売の低迷につながっているといえる。

韓国特有の概念:「販売」

- 韓国の劇場用映画においては、映画会社は作品の製作のみを行い、製作費用の投資は別の会社が受け持つのが一般的。
- 通常、映画の興行会社あるいは配給会社を中心となって投資を行い、中心となる投資会社は、映画会社と対等の立場で投資額の決定を行う。

韓国特有の概念:「**販権**」

- 映画会社は、当該映画の放送・ビデオグラム化・インターネット配信等・当該映画のそのままの形での二次利用について、原著作者等の権利者から、製作時の契約により予めその利用に関する許諾を得ておく。
- 投資会社は、公開に伴うプリント費や宣伝費を含め、映画の製作資金を負担することにより、映画の「**販権**」を得る。

韓国特有の概念:「販権」

- 「**販権**」とは、製作された劇場用映画を劇場公開・放送・インターネット配信・ビデオグラム化等、そのままの形で利用・販売する権利。
- 「**販権**」の保有者は、その範囲内であれば、一切の権利処理をせずにマルチユースできる。
- 映画そのものの著作権については、映画製作会社に残るが、契約により投資会社と共有したり、投資会社側が譲り受ける場合もある。

まとめ

- 少なくとも「**販権**」の範囲内で二次利用する限りにおいては特段の許諾を得ることなく映像コンテンツを流通させることができる。
- 映像著作物をそのままの形で利用する分には、許諾の問題ではなく、収益の分配や追加報酬の額の問題になる。
- 既存の著作物を映像著作物に使用する際も、基本的には「**販権**」の範囲では二次利用可能なように、映像著作物の製作段階での契約で権利処理をしておく。

ご清聴どうも
ありがとうございました